

第5章 地域別構想

1 都心編

基本方向① 多様な高次都市機能の集積と連携強化による賑わいと活力ある都心づくり

- 都心の中心性・求心性が高まるよう、多様な高次都市機能を集積するとともに、公共施設の整備などの重点化やスマートシティへの取組を推進します。
- 複数の交流の場を中心とした都市機能の集積とその相互連携の強化により、都心の賑わいと活力を創出します。
- 高次都市機能の集積を主とした都心居住の促進や良好な都市環境の形成を、地区や通りの特性に応じて多様な主体の協働により推進します。
- 公共交通で便利に都心へアクセスできる交通体系の構築と人中心のゆとりある空間形成を土地利用と一体で実施し、歩きたくなる都市空間を創出します。



基本方向② 多様な資源を活かして新たな価値や交流を生み出す都心づくり

- 広域交通ネットワークの進展を活かして、ヒト・モノ・カネ・情報の交流を活性化させ、新たな価値や産業を創出するための都市型産業などの業務機能の集積とその連携を強化します。
- 歴史・文化などの多様な資源を活かした風格と魅力のある景観形成と、MICE 機能や観光機能の強化により、観光交流を促進します。

基本方向③ 創造都市の顔としてふさわしい魅力的な空間形成による歩きたくなる都心づくり

- 創造都市の顔としてふさわしい賑わいのある都心を再生するため、多様な高次都市機能の集積とともに、公共空間と民有空間を一体的に捉えた高質で魅力的な空間形成により、居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出します。



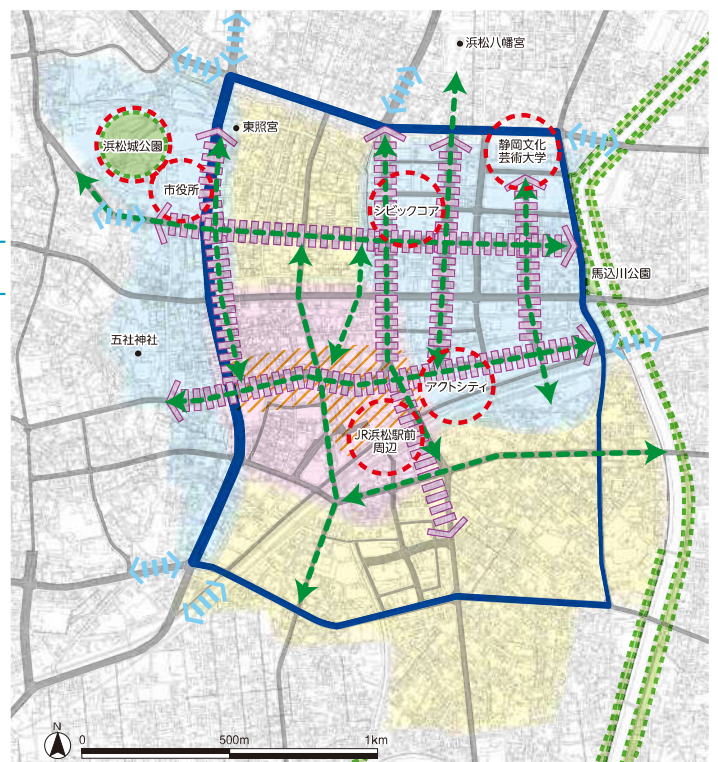
基本方向④ みどりによる魅力ある空間創出と環境負荷の小さな都心づくり

- みどりによって市民の憩いの場や交流の場を創出するとともに、それらを一体的につなぎ、美しさと潤いを醸し出す魅力ある都市空間を創出します。
- スマートコミュニティの構築によるエネルギー利用の効率化により、環境負荷の小さな都心づくりを推進します。

基本方向⑤ 安全・安心な災害に強い都心づくり

- あらゆる災害に対して、事前の防災・減災対策による被害の最小化や、ライフラインの強化などによる災害時の都市機能の確保を図り、災害に強い都心づくりを推進します。

【将来の都心構造図】



《ゾーン》	《軸・空間》
商業・業務ゾーン	都心連携軸
教育・文化・行政ゾーン	拠点間連携軸
都心居住ゾーン	みどりの連携軸
《核・拠点》	賑わい交流空間
都心の核	《その他》
みどりの拠点	都心環状線

基本方向① 多様な都市機能の集積と連携強化による賑わいと活力ある副都心づくり

- 都心を補完する中心性・求心性が高まるよう、多様な都市機能を集積するとともに、公共施設の整備などの優先化やスマートシティへの取組を推進します。
- アクセスしやすい鉄道駅前に都市機能を集積するとともに、都心や各拠点との相互連携を強化することにより、副都心の賑わいと活力を創出します。
- 多様な都市機能の集積を主とした居住の促進と良好な都市環境の形成を、地区特性に応じて多様な主体の協働により進めます。
- 副都心へのアクセスや副都心から都心や各拠点への移動が快適にできる公共交通主体の交通体系の構築と人中心のゆとりある空間形成を土地利用と一体で実施し、歩いて暮らせる都市空間を創出します。



基本方向② 市北部地域の顔としての魅力的な景観形成と交流活性化による副都心づくり

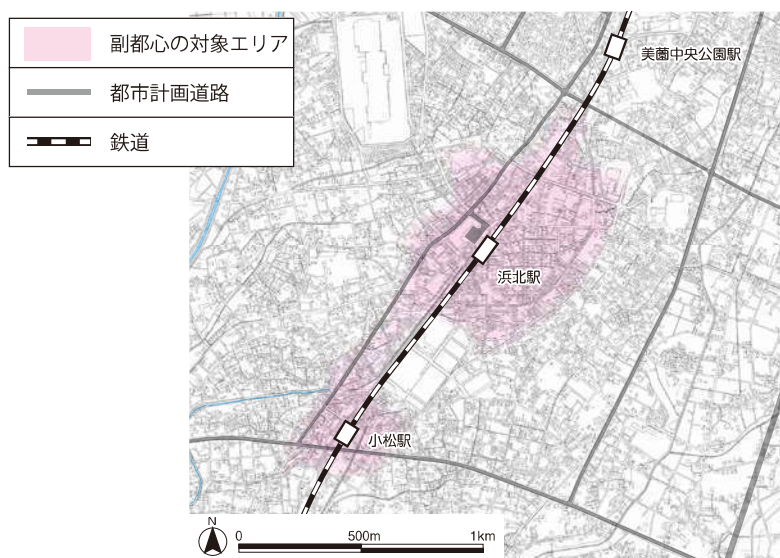
- ヒト・モノ・カネ・情報の交流を活性化させ、都市型産業の集積とその連携を強化します。
- 副都心が有する歴史・文化資源を活かし、市北部地域の顔としてふさわしい賑わいが感じられる魅力的な景観を形成します。

基本方向③ みどりによる魅力ある空間創出と環境負荷の小さな副都心づくり

- みどりの拠点や交流の場をみどりで一体的につなぎ、美しさと潤いを醸し出す空間を創出します。
- スマートコミュニティの構築によるエネルギー利用の効率化により、環境負荷の小さな副都心づくりを推進します。

基本方向④ 安全・安心な災害に強い副都心づくり

- あらゆる災害に対して、事前の防災・減災対策による被害の最小化や、ライフラインの強化などによる災害時の都市機能の確保を図り、災害に強い副都心づくりを推進します。



副都心の対象エリア

3 地域拠点・主要生活拠点編

基本方向① 役割に応じた都市機能の集積と連携強化による集約拠点づくり

- 市民の暮らしを向上させる集約拠点を形成するため、日常生活に必要な都市機能を拠点の役割分担と地域特性に応じて集積するとともに、公共施設の整備などの優先化やスマートシティへの取組を推進します。また、都心や副都心との相互連携の強化により、拠点の補完機能を高めます。
- 都市機能の集積を主とした居住の促進と良好な都市環境の形成を、それぞれの地域特性に応じて多様な主体の協働により推進します。
- 近くの拠点へのアクセスや都心や各拠点への移動が快適にできる公共交通主体の交通体系の構築と人中心のゆとりある空間形成を土地利用と一体で実施し、歩いて暮らせる都市空間を創出します。

基本方向② 地域の個性あるまち並み景観形成による魅力ある拠点づくり

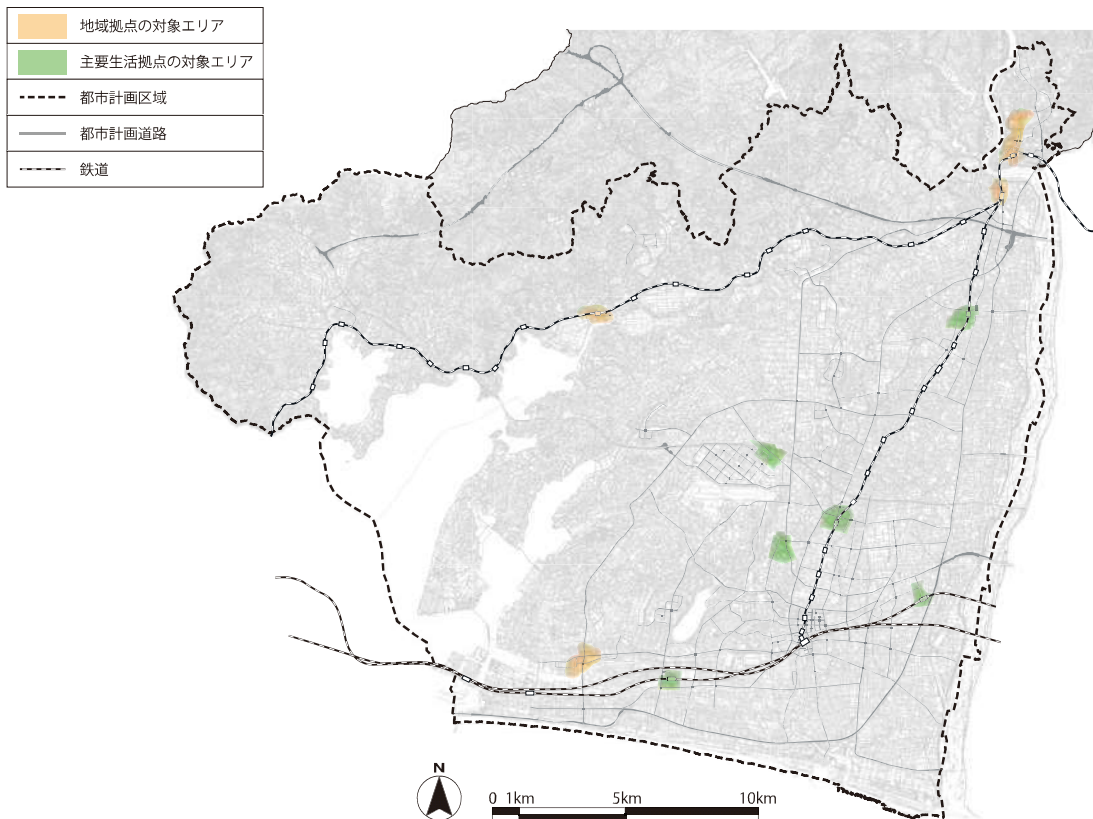
- 地域が有する歴史・文化資源を活かし、それぞれの地域の魅力と賑わいを感じられる個性あるまち並み景観を形成します。

基本方向③ みどりによる潤いのある空間創出と環境負荷の小さな拠点づくり

- 公共空間と民有空間におけるみどりの創出により、潤いと賑わいのある空間を創出します。
- スマートコミュニティの構築によるエネルギー利用の効率化により、環境負荷の小さな拠点づくりを推進します。

基本方向④ 安全・安心な災害に強い拠点づくり

- あらゆる災害に対して、事前の防災・減災対策による被害の最小化や、ライフラインの強化などによる災害時の都市機能の確保を図り、災害に強い拠点づくりを推進します。



地域拠点・主要生活拠点の対象エリア

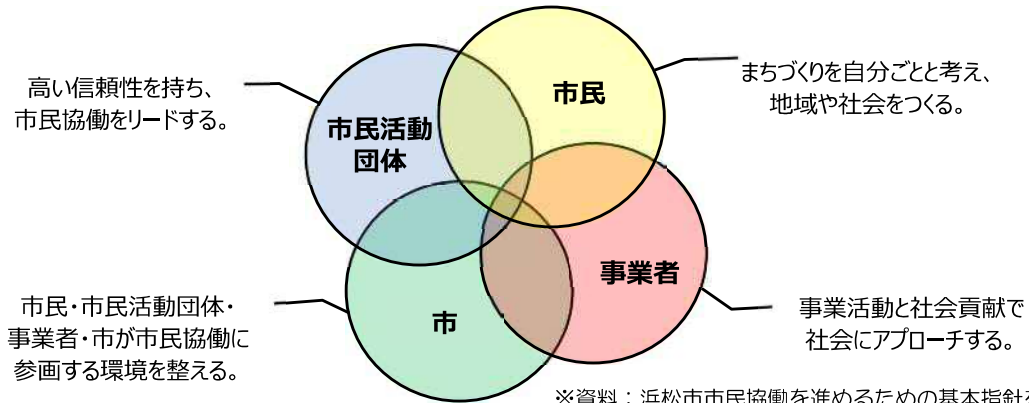
第6章 計画の実現に向けて

1 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

(1) まちづくりの主体と役割

市民、市民活動団体、事業者及び市が、連携・協力して、地域の中にある様々な資源を活用しながら、まちの活力や魅力、市民の生活の質の向上に資する活動に多角的及び多面的に取り組んでいきます。

【多様な主体の協働によるまちづくりの推進イメージ】



(2) 協働によるまちづくりを支える制度・仕組み

- **都市計画提案制度**：都市計画法に基づき土地所有者やまちづくり NPO 法人などが、一定の面積以上の一体的な土地について、土地所有者などの3分の2以上の同意を得ることやその他の条件を満たすことにより、都市計画の決定又は変更の提案をすることができる制度です。
- **都市計画協力団体制度**：市長が都市計画案の作成や意見の調整を行う住民団体、商店街組合などを指定することで、身の回りの都市計画の提案を可能とする制度です。
- **都市再生推進法人制度**：まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材などが整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、併せて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度です。

(3) まちづくり手法の活用・展開

複雑化、多様化するまちづくりの課題に対し、ハード・ソフトとも様々なまちづくり手法を活用・展開していくことが必要です。

- **都市計画の決定又は変更と事業推進**：本計画に即して、地域地区などの都市計画の決定又は変更や開発許可制度の運用を行うことにより、コンパクトでメリハリのある土地利用を推進します。
- **立地適正化計画制度の活用**：従来の土地利用規制に加え、「浜松市立地適正化計画」による誘導策を一体的に講じ、コンパクトなまちづくりのより一層の取組を推進します。
- **部局の横断的な取組と国・県・民間などとの連携**：部局横断的にまちづくりに関する取組を推進することはもとより、各種事業は補助事業などを活用して効果的・効率的に進めるとともに、民間のノウハウや資本の活用を検討するなど、国・県・民間などと連携を図り取り組みます。

2 進行管理

本計画は、効果的かつ効率的なまちづくりを推進するため、上位計画や個別・関連計画との調整・連携を図るとともに、その進捗状況や各種調査などを把握し、評価・検証を行います。

目標年次を2045(令和27)年とする長期的な計画であることから、おおむね10年後の定期見直しを基本とし、評価・検証結果や上位計画の見直し、本市を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。



浜松市

HAMAMATSU CITY



発行：令和3年3月

浜松市 都市整備部 都市計画課

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

T e l : (053)457-2371

F a x : (050)3737-6815

E-mail : toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp